

民間耐震促進事業

南海トラフ地震による被害想定

南海トラフは、静岡県駿河湾から紀伊半島の沖、四国の沖を通過して九州沖に達する海底にある深い溝です。歴史上、この溝にそって、繰り返し大規模な地震が発生し、この地域に大きな被害をもたらしてきました。

国の地震調査研究推進本部によると、南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの巨大地震が30年以内に発生する確率は70%程度とされています。巨大地震はいつ発生してもおかしくないといえます。

愛知県が平成26年5月に公表した被害予測結果では、愛知県内において震度6弱～7の地震が発生した場合、死者数は最大で約6400人、建物被害は最大で約9万4000棟とされています。これは、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(過去地震最大モデル)を重ね合わせて想定したもので、県の地震・津波対策を進めていくうえで基本的な想定としています。

同時に、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても想定(理論上最大想定モデル)していますが、今回は、過去地震最大モデルに基づいて説明します。

津島市の被害の状況

この地震による津島市での揺れは、全域で震度6弱と想定され、大きな揺れにより、約200棟の建物が全壊すると予想されています。揺れによる全壊は、屋根や天井が落下してくる可能性もあり、生命の危機に直結します。

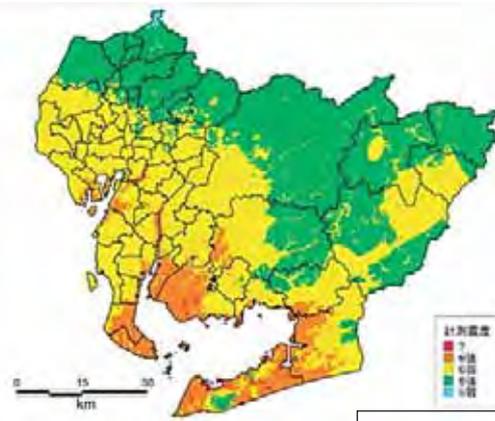


図:震度分布

地震に伴う火災では、約100棟が焼失するとされています。火災も生命の危機に大きく影響するものです。

地盤の液状化では、市内のほぼ全域が「液状化危険度が極めて高い」とされ、液状化による全壊戸数は約5000棟となっています。液状化による全壊は、地盤がゆるんで建物が傾くもので、生命の危機に直結することは少ないと思われ、ただし、その後の生活には大きく支障がでます。

浸水被害

地震に伴う火災や液状化だけでなく浸水被害についても津島市で発生するとされています。これは地震の揺れ、液状化により河川堤防が沈むことで、川の水が溢れて発生するものです。

津島市内において浸水被害の発生する面積は、市域の26%にあたる662ヘクタールとされています。被害の範囲は、日光川沿いの地盤が低いところで、最大水深は2メートル、大部分は地震後30分以内に浸水すると予想されています。

この浸水により、約60棟の建物が全壊するとされました。

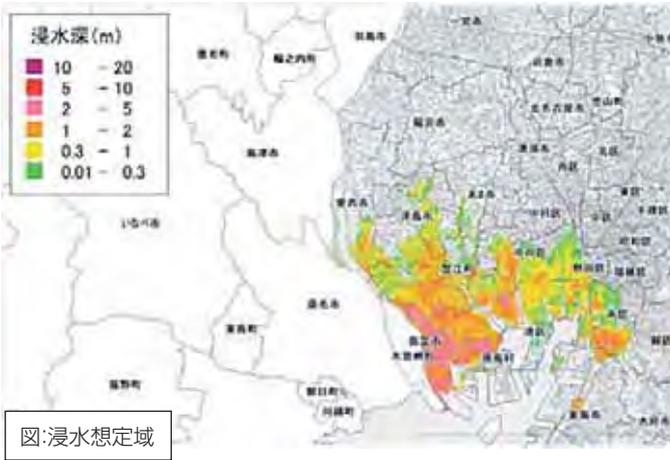


図:浸水想定域

住宅の耐震化

地震発生の後、生命を守るために最

優先で行うことは、何をしても逃げることです。すぐに逃げるためには、身の安全を守ることが必要です。住宅が倒壊した場合は、押しつぶされる危険だけでなく中に閉じ込められてしまう危険もあります。津島市内には、昭和56年以前に建てられ、耐震性のない住宅が、約4000戸あると推計されます。これらの住宅は、震度6弱の強い揺れで、倒壊する可能性が出てきます。倒壊しないまでも、大きく傾いたり、ドアが開かなくなるなど、避難が困難になるものと予想されます。そうなる前に、浸水などがあっても逃げられなくなります。地震発生後に安全に避難するためにも、強い揺れでも倒壊しない住宅にすることが必要です。

浸水被害への対策としても、まずは住宅の耐震化が必要となります。

揺れにより大きな被害を受けなければ、1階部分は浸水しても、水が引いた後、その住宅を使用することができるよう可能性が高くなります。地震の後、自宅が使えるかどうかは、その後の避難生活に大きく影響します。

耐震改修は、市民のみならずそれぞれが、事前にできる地震対策です。昭和56年以前に建築された住宅にお住まいの皆さんは、耐震診断を行い、耐震性能がないと判断されたら、建て替えや耐震改修を実施してください。

市では、後述するとおり、耐震診断・改修に対する補助制度を設けております。これらの制度を、活用ください。

家具の転倒防止

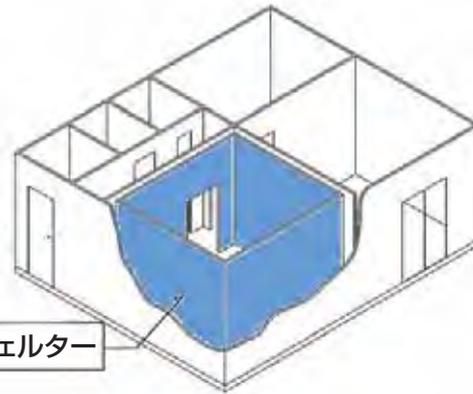
住宅は大丈夫でも家具は震度4程度から転倒する恐れがあります。いくら住宅を強化しても、転倒した家具に押しつぶされてしまえば、火災や浸水により命を落とす危険性が高まります。家の中で安全な空間を確保するためにも、家具の安全対策をしましょう。すぐに実施可能な安全対策としては、家具の配置を工夫することがあげられます。特に寝ているところに家具が倒れてこないように、寝室にはなるべく家具を置かないようにしましょう。また安全な避難経路を確保するために、出入口口をふさがないように配置を工夫しましょう。

家具の転倒防止には金具等で壁に固定することが有効です。主な方法としてはL字金具等で壁に固定する方法や、天井との間にストッパーを入れる方法があります。また引き出しや扉が地震の時に勝手に開かないようにストッパーをつけることも有効です。



一度身の回りの家具の配置を確認し、家具の転倒防止をしましょう。
耐震診断・改修補助

市では、耐震化を促進するため以下の補助制度等を設けています。
(下表参照)



▲耐震シェルターイメージ図

申込・問合せ 計画建築課都市計画・建築G

内線2414・2415



種類	対象	限度額	予定戸数
木造住宅無料耐震診断	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅(在来軸組構法および伝統構法の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅)		40戸
非木造住宅耐震診断費補助	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された非木造の戸建住宅で、平成28年2月29日までに診断が完了するもの	10万円 (1戸あたり)	※希望される方には随時受付します。
木造住宅耐震改修費補助	津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けられた住宅のうち①～④を満たすこと ①診断結果による判定値が1.0未満であること ②補強工事による判定値の加算が0.3以上であること ③改修後の判定値が1.0以上になること ④改修補強工事が平成28年2月29日までに完了すること	125万円 (1戸あたり)	10戸
木造住宅簡易耐震改修費補助	津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けられた住宅のうち①～③を満たすこと ①診断結果による判定値が0.7未満であること ②改修後の判定値が0.7以上になること ③改修補強工事が平成28年2月29日までに完了すること	30万円 (1戸あたり)	※希望される方には随時受付します。
耐震シェルター設置補助	津島市民間木造住宅無料耐震診断を受けられた住宅のうち①～③を満たすこと ①診断結果による判定値が0.7未満であること ②津島市から簡易耐震改修工事および耐震改修工事の補助金を受けたことが無いこと ③設置工事が平成28年2月29日までに完了すること	30万円 (1戸あたり)	※希望される方には随時受付します。